

大和郡山市 農委だより

第54号

平成31年2月発行
大和郡山市農業委員会

Cover Photo
奈良特産イチゴ
『古都華』

佃農地利用最適化推進委員のイチゴハウス

『農業委員会新体制2年目をむかえて』

平素は、農業委員会活動におきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は自然の猛威の前では、人間の力では為す術もない事を思い知られた、一年であります。我々、自然を相手に仕事をしている者にとっては、忘れかけていた自然の驚異を再確認し、これからもこれらに備え、継続的な心構えをしておかなければならぬ、そういう事を思い知らされた1年であります。

さて、平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、平成30年10月に全国1700余の農業委員会が新体制に移行いたしました。当農業委員会も、平成29年7月に新体制に移行し、2年目をむかえているところでございます。

これまでの農業委員会では、許認可業務に加え、耕作放棄地発生防止・解消活動、担い手への農地集積・集約化、新規就農者の支援については、任意業務でありましたが、これらが農業委員会の必須業務となり、農業委員会に地区別の農地利用最適化推進委員を置くことで、体制強化が図られたところであります。

今後、国では農業関係の事業を地域で実施するには、「人・農地プラン」の作成や、認定農業者、認定就農者の育成・支援、農地中間管理機構との連携等が必須

条件となりつつあります。その中で、全てにおいて農業委員・農地利用最適化推進委員が地域の話し合いに参画し、取りまとめ役となる事が大いに期待され、当農業委員会としても積極的にそのような活動をしていかなければならない、益々農業委員会の役割が重要となっていると、身の引き締まる思いであります。

今年は、平成最後の年であると同時に、5月1日には改元され、新たな年となります。

我々人間の力は、自然の驚異の前では微力であります。しかし、微力であれば微力なりに平素から災害に備え、自然と共に共存できる農業を目指し、日本の農地を、大和郡山市の農地を次の世代に引き継いでいくためにも、我々農業委員会が一致団結して、農地等の利用の最適化の推進を今まで以上に進めていかなければならない、この様に思う次第でございます。

最後に、農家の皆さんにおかれましては、今後とも引き続き農業委員会活動に、ご支援、ご協力を賜りますことを、お願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

大和郡山市農業委員会
会長 飯田 喜代視



もくじ

■会長挨拶『農業委員会新体制2年目をむかえて』	1
■農業委員会について	2
■農地に関する法律について	3
■JAならん郡山支店(ふれあい朝市)／大和郡山の特産品紹介～こをろこをろ～	4

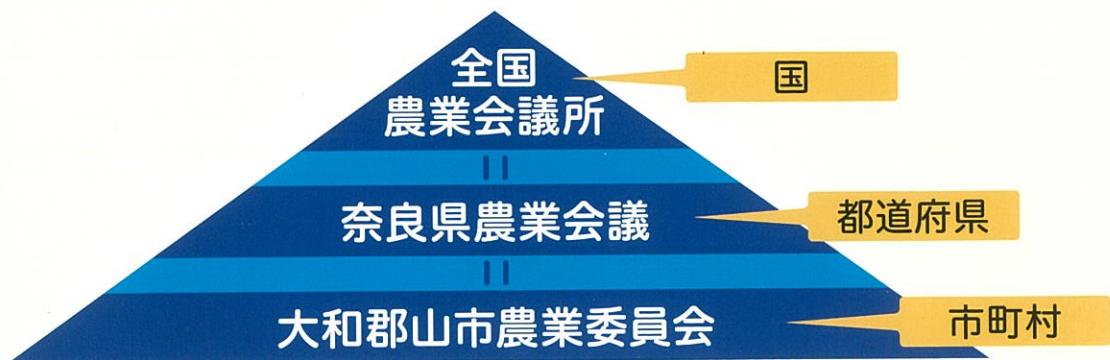
農業委員会について



農業委員会について

「農業委員会等に関する法律」により、市町村に設置する事が義務づけられている独立の行政委員会で、農業委員と農地利用最適化推進委員（いずれも任期は3年）によって構成される合議体の組織です。（ほかにも市町村に設置義務がある代表的な独立行政委員会では、教育委員会があります。）

また、農業委員会の上部機関として、都道府県に「都道府県農業会議」、さらには「全国農業会議所」が置かれ、JAと同じく系統三段階組織となっています。



農業委員会の歴史について

第2次大戦後、農地改革のため市町村に「農地委員会」「食糧調整委員会」「農業改良委員会」が設置されました。その後、農地改革が終わり昭和26年3つの委員会が統合され、現在の農業委員会ができました。

農業委員会の業務について

設立当初は、農地法に基づく農地の権利移動の許認可、利用調整、技術の改良・普及、行政への建議・答申を行うことが主な業務でしたが、平成28年に農業委員会法が大幅に改正され、これまでの許認可業務に加えて、耕作放棄地の発生防止・解消活動、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者支援が農業委員会の必須業務になりました。また、毎年7月～8月にかけて、市内全域で荒廃農地調査の「農地パトロール」を実施しています。



農地に関する法律について



農地法について

農地の面積が少なく食糧自給率の低い日本において、農地の乱開発は農地の有効活用を阻害する大きな要因です。安定的な食糧供給を確保するためにも、耕作者の農地取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の有効的な利用を図ることを目的として制定された法律です。

農地の転用・売買・賃借等について

自分の土地だからといって、農地法の許可や届出をしないで農地を売ったり、貸したり、転用（農地を農地以外のものにすること）は法律で禁止されています。

農地の権利移動については次の申請・届出が必要です。

- ・農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは ➡ 農地法第3条申請
- ・自分名義の農地を転用するときは ➡ 農地法第4条申請・届出
- ・他人名義の農地を買うか、借りるかして転用するときは ➡ 農地法第5条申請・届出

※市街化調整区域の農地は申請、市街化区域の農地は届出、農地を農地としての権利移動は、市街化区域であっても申請になります。

農地法第3条申請について

耕作目的で農地を売買、贈与、賃借等を行うときの申請です。農地を資産目的で購入することは認められていません。市街区域であっても、農地の権利移動は、申請が必要です。

農地法第4条申請・届出について

自分が所有している農地を、住宅、駐車場、資材置場等農地以外のものにするときの申請です。市街化区域は届出になります。

農地法第5条申請・届出について

農地を購入し、または借りて住宅、駐車場、資材置場、工場、商業施設等にするときの申請です。市街化区域は届出になります。

農地法施行規則の届出について

市街化調整区域の農地であっても、2アール（200m²）未満の農業用施設を設置する場合には、農業委員会の届出になります。

- いずれの申請・届出についても、農業委員会事務局による事前相談をお願いします。





JAならけん郡山支店《ふれあい朝市》

私たち高齢者、頑張ってまーす！

朝市会は、専業・兼業・非農家の仲間で野菜を作っています。

太陽のエネルギーと雨・風・自然と共に存しながら、一粒の種～苗から、愛情一杯新鮮で安全・安心なものを第一に、心をこめて作っています。

立派な大根、人参、野菜、みかん等々から元気を



もらっています。

お客様から、「美味しかったよ」「甘かったよ」等言って頂いたときがとても嬉しく、励みになります。

私はいつも一年生です。仲間の皆さんから教えて頂きながら、頑張っています。

一度、お立ち寄り下さい。

(小南和子さん談)



■場所 大和郡山市観音寺町173-3
(ハローワーク大和郡山 西側)

■日時 毎月、第2・第4土曜日
(8:30~10:00) 売切次第終了

毎年、1月9日・10日に開催される「塩町恵美須祭」でも、カキモチ、ネコモチ、野菜等を販売しています。

(代表 広藤 登)



大和郡山の
特産品紹介

清酒 語り部のつぶやき
～こをろこをろ～



農業委員会が耕作放棄地を解消して栽培している山田錦は、市内番条町の中谷酒造さんで純米吟醸一貫造りの「こをろこをろ」になります。

原材料から醸造、販売まで一貫して大和郡山を行っています。

(※市内スーパー、酒店にて販売中)



農業委員会の耕作放棄地解消活動も7年目となりました。7年目の年は、台風、大雨被害にて山田錦の収穫は大変でしたが、みんなで力を合わせて頑張りました。